

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（永井一行君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和8年第2回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましてはご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度も2か月余りが経過し、各種事業が本格的に進められております。少子高齢化への対応、農業振興、防災・減災対策、地域経済の活性化など、本村を取り巻く課題は多岐にわたっております。加えて、緊迫化する中東情勢などを背景にした物価高騰への対応や持続可能な地域づくりなど、住民生活に直結する課題に対し、迅速かつ的確な施策の推進が求められております。

そのような中、本村において進められております統合小中学校整備につきましては、将来を担う子供たちの教育環境を充実させるための大変重要な事業であります。

今年度は、基本構想の策定が予定されており、今後の学校づくりの方向性を定める大切な段階を迎えております。地域や保護者の皆様の理解を深めながら、子供たちにとって、よりよい教育環境の整備に向け、着実に事業が推進されることを期待するものであります。

さて、閉会中におきましては、議員各位には各般にわたり活発な議員活動をしていただき、村政の推進にご尽を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

4月7日は、村内の小中学校で入学式が行われました。少子化が進む中、将来の昭和村を担う子供たちが希望をいっぱい膨らませ、入学されました。

4月16日及び17日には、横浜市会との意見交換並びに横浜港の行政視察をしてまいりました。意見交換には、渋谷議長、尾崎副議長にご出席いただき、大変有意義な意見交換ができました。また、松浦副市長をはじめとする横浜市幹部の皆様や、横浜市緑の協会、スポーツ協会の方々とともに面会することができました。

行政視察では、横浜市の財源となる横浜港の現状や整備状況などを視察いたしました。

4月22日には、赤城山船ヶ鼻登山道安全祈願祭が行われ、登山者の安全と無事故を祈願

してまいりました。

4月30日には、文教産建常任委員会で、みなかみ町の人工芝グラウンド施設を視察いたしました。

また、5月8日には、同じく文教産建常任委員会における「春の道路愛護巡視」が行われました。村内全域にわたり道路愛護の状況や村道の現状を巡視し、今後の対応について検討を行いました。

5月20日には、利根郡議会議長会総会が開催され、会長に川場村の小菅議長が、副会長に片品村の高山議長が選任されました。

5月25日には、群馬県町村議会議長会臨時総会が開催されました。臨時総会では、新会長に中之条町の安原議長が、副会長に上野村の松元議長、吉岡町の富岡議長が選任されました。

翌26日は、東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、地方創生と地域未来戦略などについて研修してまいりました。

6月1日には、敬老会と福祉大会が開催されました。

ダイヤモンド婚9組、金婚16組をはじめ、傘寿を迎えられた53名の方々並びに地域福祉に貢献された28名の方々が表彰されました。心よりお祝い申し上げます。

翌6月2日は、横浜開港記念式典に招待され、出席してまいりました。

さて、今定例会におきましては、村長から、承認4件、議案6件、報告2件、合計12件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満な中に議事が終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部の皆様方の一層のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（永井一行君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和8年第2回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（永井一行君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第2回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、ご参集をいただき開会できますことに、まずもって御礼申し上げます。

さて、新年度がスタートし、早くも2か月が経過いたしました。村内におきましても、農作業が本格化し、活気に満ちた季節となっております。一方で、間もなく本格的な出水期、そして梅雨のシーズンを迎えることとなります。近年は、全国各地で局地的な大雨などによる自然災害が頻発していることから、村といたしましても防災・減災対策に万全を期し、村民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、3月の定例会閉会時、そして永井議長の開会挨拶にもございましたが、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰や物価高は、依然として村民の皆様の生活や地域経済にも少なからず影響を及ぼしております。村といたしましては、引き続き国や県の動向を注視しつつ、村民の皆さんが安心して生活ができるよう、必要な対策を適切に講じてまいります。

それでは、3月議会定例会以降の主な行政報告をさせていただきます。

24日は、村内小学校の卒業式を、28日は村内保育園の卒園式に出席してまいりました。

26日は、良い歯の子と育てた家族の表彰式、午後からは昭和村健康づくり推進協議会を開催しました。

4月1日は、新採用の職員や人事異動の対象となった職員などに対し、辞令交付を行いました。

6日は、保育園の入園式、7日は、小学校及び中学校の入学式に出席いたしました。

16日から17日にかけて、東京で開催された全国町村会トップセミナーに参加いたしました。

22日は、赤城山船ヶ鼻登山道の安全祈願祭を執り行いました。

23日は、昭和村文化協会定期総会に出席いたしました。

5月8日は、春の道路愛護の成果を確認すべく、文教産建常任委員会の皆様と道路巡視を行いました。

18日は、明和町で開催された群馬県町村会の研修及び臨時総会に出席いたしました。

21日は、昭和村商工会通常総会に、22日は、利根地方総合開発協会の総会にそれぞれ出席いたしました。

6月1日は、敬老会及び福祉大会を開催いたしましたが、長年のご苦勞と歩みに対し心から敬意を表します。

2日は、友好交流を結ぶ横浜市の開港記念式典に永井議長と出席いたしました。

さて、本定例会にお願いする案件につきましては、専決処分事項の承認4件、条例改正1件、工事の契約1件、財産処分1件、補正予算3件、報告2件の合計12件をお願いするものであります。

十分にご審議をいただき、原案どおり可決、答申くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永井一行君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、3番議員、林栄一君、4番議員、倉沢つかさ君を指名いたします。

◎日程第2 会期の件について

○議長（永井一行君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より4日より12日までの9日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、会期は本日より12日までの9日間と決定いたしました。

これより議案審議に入ります。

◎日程第3 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村税条例の一部を改正する条例について）

○議長（永井一行君） 日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、昭和村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31日をもって専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

主な改正内容であります。令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、軽自動車税関係条文中の環境性能割を削除し、種別割を軽自動車税とするほか、法律改正に合わせて、条文の削除、文言の整理をする内容となっております。

以上が主な改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第４号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村税条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本件については、承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第４号は承認することに決定しました。

議場内大変暑くなっております。上着の着脱等、それぞれの判断で行ってください。

◎日程第４ 承認第５号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（永井一行君） 日程第４、承認第５号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第５号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案

理由の説明を申し上げます。

本案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31日をもって専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

主な改正内容であります。子ども・子育て支援金制度が開始され、令和8年度から子ども・子育て支援納付金が国民健康保険税の課税額に合算されるため、それに伴い、子ども・子育て支援納付金の課税額に関する規定を追加するものであります。

税率等は群馬県内で統一されており、所得割額の税率は0.3%、均等割額は1,200円と18歳以上均等割額100円を合わせて1,300円、平等割額は特定世帯以外800円、特定世帯400円、特定継続世帯600円となります。

そのほか、課税限度額については、基礎課税額が66万円から67万円に引き上げられ、子ども・子育て支援納付金の3万円が新たに追加されるため、全体の課税限度額は109万円から113万円に引上げとなります。

また、国保税の軽減判定となる所得額が見直され、基準額が5割軽減では30万5,000円から31万円に、2割軽減では56万円から57万円に引き上げられます。

以上が主な改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 子ども・子育て支援金制度は、本来ならば、一般財源で賄うべき

ところだと考えておりますが、今回、児童手当の拡充などに使うこの分を、事もあるうに医療保険に上乗せをするという、前代未聞の措置がされました。

本来、医療が目的という国保などの医療保険から子育て支援分を徴収するということは、筋違いではないかというふうに考えます。

今、お金がたまって内部留保が600兆円にも近づいております大企業や、また、富裕層などの高額所得者からきちんと負担を求めれば、医療保険に子育て支援分を上乗せする必要はないと考えております。

また、医療保険は最高限度額が決められておりますので、その最高限度額を超える高額所得者は、この子育て支援分の負担が所得に応じて増えないという高額所得者優遇という形にもなりますし、今回導入された税率は、来年、再来年と3年間段階的に引き上げられる計画となっております。

今年度の負担は、既に約倍に引き上げられる予定になっておりますが、その後も子育て支援拡充のたびに引き上げられる可能性もあると言われております。

ちなみに、国保以外のサラリーマンの健康保険と比べてみますと、同じ年収であっても、国保は一般のサラリーマンの2倍の子育て支援金を負担する仕組みになっており、同じ国民に対して同じ収入であっても、一般のサラリーマンの2倍の支援金を国保に課すというのは不公平だということから、本子育て支援分の税率改正については、反対の理由とさせていただきます。

○議長（永井一行君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手多数であります。

よって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村
一般会計補正予算（第7号））

○議長（永井一行君） 日程第5、専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和7年度昭和村一般会計補正予算（第7号）を専決処分したものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ2,599万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億8,033万6,000円とするものであります。

まず、歳入であります。2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税まで交付額の確定により、合計1,039万5,000円の増額となります。

3款利子割交付金は、交付額の確定により150万1,000円の増額となります。

4款配当割交付金は、交付額の確定により329万4,000円の増額となります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、交付額の確定により821万3,000円の増額となります。

6款法人事業税交付金は、交付額の確定により681万6,000円の増額となります。

7款地方消費税交付金は、交付額の確定により4,465万7,000円の増額となります。

8款ゴルフ場利用税交付金は、交付額の確定により16万円の増額となります。

9款環境性能割交付金は、交付額の確定により767万2,000円円の増額となります。

10款地方特例交付金は、交付額の確定により131万7,000円の増額となります。

11款地方交付税は、特別交付税の交付額の確定により1億877万4,000円の増額となります。

12款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により14万6,000円の減額となります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金の実績見込みにより621万3,000円の減額となります。2項国庫補助金は、事業を行わなかったため、新しい地方経済・生活環境創生交付金が37万5,000円の減額となります。

16款県支出金、1項県負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金の実績見込みにより803万7,000円の減額、2項県補助金は、申請がなかった群馬県移住支援金事業補助金の減や、福祉医療費補助金の実績見込みなどにより757万5,000円の減額、3項県委託金は、衆議院議員総選挙市町村交付金及び参議院議員通常選挙市町村交付金、電源立地地域対策交付金の交付額の確定により199万6,000円の減額となります。

17款財産収入は、各基金の利子収入で1,327万円の増額となります。

18款寄附金は、板橋区の荒井宏二さんからの学校に対する指定寄附及びふるさと納税の寄附実績により、合計で1,448万円の増額となります。

19款繰入金は、歳出の増減に合わせて、財政調整基金繰入金が1億4,571万1,000円の減額、ふるさと納税の特産品返礼事業等の実績見込みにより、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が2,450万円の減額となります。

続いて、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で、緑の大地ふるさとしょうわ特産品返礼事業の実績見込みにより2,450万円の減額、3目財政管理費は、指定寄附金やふるさと納税寄附金、基金の利子収入などを積み立てるため、5,933万1,000円の増額、6目企画費は、移住支援事業の申請者がいなかったため、160万円の減額となります。

4項選挙費は、参議院議員通常選挙及び衆議院議員総選挙の執行実績により194万1,000円の減額となります。

3款民生費、1項社会福祉費は、利用者が少なかったことにより、障害者自立支援事業が545万円の減額、2項児童福祉費は、利用者がいなかったことによる養育支援訪問事業委託金の減や、公定価格の増額改定による民間保育所運営委託料の増により5万円の増額となります。

6 款農林水産業費、1 項農業費は、時間外勤務手当の増により30万円の増額、2 項林業費は、交付額の確定による森林環境譲与税基金積立金の減により19万4,000円の減額となります。

7 款商工費及び8 款土木費は、国庫補助金等の減による財源更正となります。

以上が今回お願いいたします専決処分の内容であります。

十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

○議長（永井一行君） 日程第6、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

て（令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分したものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ3,131万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億8,214万8,000円とするものであります。

まず、歳入であります。4款県支出金は、普通交付金及び県繰入金の確定により3,783万7,000円の減額となります。

9款諸収入は、保険給付費等交付金、普通交付金の精算により651万8,000円の増額となります。

次に、歳出であります。2款保険給付費は、療養給付費の実績により3,389万2,000円の減額となります。

3款国民健康保険事業費納付金は、県繰入金の減額による財源更正となります。

9款諸支出金は、保険給付費等交付金の過年度分の精算により257万3,000円の増額となります。

以上が今回お願いをいたします専決処分の内容であります。

十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本件については、承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第23号 昭和村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（永井一行君） 日程第7、議案第23号 昭和村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第23号 昭和村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、現在、教育委員会が所管する昭和村統合小中学校推進協議会において協議が

進められている、新たな村立学校の設置に係る基本構想を、議会の議決すべき事件に位置づけるものであります。

現在協議中の義務教育学校の設置は、義務教育9年間を見通した一貫教育を推進し、子供たちの健やかな成長と学力の向上を支える極めて重要な事業であります。その整備の指針となる基本構想は、本村の教育の在り方や将来像、財政負担などを示す大変重要なものであります。

こうした事業の重要性に鑑み、議会の議決をいただいた上で、学校建設を進めていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第23号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第8 議案第24号 君河原橋橋梁耐震補強工事契約の締結について

○議長（永井一行君） 日程第8 議案第24号 君河原橋橋梁耐震補強工事契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第24号 君河原橋橋梁耐震補強工事契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします案件は、君河原橋橋梁耐震補強に係る工事請負契約の締結についてであります。

5月19日に指名競争入札を実施し、落札者が決定したため、この工事請負契約が議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

なお、工事内容については、昭和村側1本目の橋脚のコンクリート巻き立て工事を実施するほか、前年度からの継続工事として、地震時の横揺れに耐えるための水平力分担構造部材の製作及び設置、並びに橋桁の脱落を防止するための落橋防止部材の製作及び設置を行うものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 君河原橋の耐震補強工事に関わっては、10億円以上かかるのではないかという説明が担当課から何度かありました。

今回の6,765万円の工事を発注したとして、その時点での、あとどのくらい耐震補強工事にかかるのか説明していただきたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

○村長（高橋幸一郎君） その件につきましては、建設課長から説明させます。

○議長（永井一行君） 建設課長。

○建設課長（小林 勉君） ただいまの質問にお答えいたします。

一応、計画としまして、工事完了の予定が、耐震補強工事が令和17年度までを予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 総事業費が既に、今の時点で総事業費の見積りが出ているんでしょうから、そこから今までやった工事、今回の工事を引くと、残りおおよそ何億円かかる予定ですかという質問をしたんですけれども、大体資料がそこにあるんでしょうから、あと8億かかるのか、9億かかるのか、10億かかるのか説明してもらいたいと思います。

それと、かつての全協での説明で、今後は県道に昇格してもらおうということから、県道に昇格が実現すれば、今回の工事が最後になる可能性があるという説明がありましたので、

県道の昇格が確定すればですよ、今回の工事が最後で、今後は全部県に、幾らかかるかという工事は全部やってもらえるんだというふうに認識をしているわけですが、その辺も併せて補足説明をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 建設課長。

○建設課長（小林 勉君） 林幸司議員の質問にお答えいたします。

まず、工事費の残りの概算でございますが、当初12億を予定しておりました。それに対して約1億ほど現在しておりますので、残りが11億円残ると回答いたします。

それと、先ほどの質問の現在の君河原橋の状況ですが、一応、県と土木事務所と協議して進行していきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 林栄一議員さんから一般質問もあるので、あまり深くは追及いたしません、県と協議中ということで、まだ確定にはもちろんなっておりません。

そこで、今の予定では、当然、君河原橋を含めた路線を県道に移管するためには、村道認定から外す議会の議決、それから新たに森下の信号から久呂保橋までを村道に、今度は県道を村道にするということも併せて進めるということになれば、それも含めた議会での条例改正、県議会でも当然議決が用だし、昭和村の議会でも用だと思いますが、今の予定では、何年何月の議会にそういった条例改正が提案されるという予定でいるのでしょうか。最後に聞いておきたいと思います。

○議長（永井一行君） 建設課長。

○建設課長（小林 勉君） 道路承認の件につきましては、一応、令和8年度、本年度を予定しております。一応計画でありますので、報告させていただきます。

○9番（林 幸司君） 本年度中ということ。本年度中、何月というのは分からない。

分かりました。終わります。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号 君河原橋橋梁耐震補強工事契約の締結についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第25号 財産の処分について

○議長（永井一行君） 日程第9、議案第25号 財産の処分についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第25号 財産の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、昭和の森山荘の用地及び建物を株式会社エムズフーズに売却するものであります。

売却する土地は2筆で、総面積は1万1,335.65平方メートル、建物は昭和の森山荘の旧館、旧館の増築部分及び新館と倉庫で、総延べ床面積は1,691.93平方メートルとなります。売却価格については510万円であります。

今回、本契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるも

のであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号 財産の処分についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第26号 令和8年度昭和村一般会計補正予算(第1号)について

○議長（永井一行君） 日程第10、議案第26号 令和8年度昭和村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第26号 令和8年度昭和村一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4,425万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億2,525万7,000円とするものであります。

まず、歳入であります。15款国庫支出金、1項国庫負担金は、子育てのための施設等利用負担金の増により22万2,000円の増額、2項国庫補助金は、障害者総合支援事業補助金や物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金の増により19万8,000円の増額、16款県支出金、1項県負担金は、子育てのための施設等利用負担金の増により11万1,000円の増額、2項県補助金は、県産飼料増産対策支援事業補助金の追加や、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金、給食費負担軽減補助金の追加により3,353万7,000円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により財政調整基金繰入金が1,018万9,000円の増額となります。

次に、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で、職員の人事異動による職員人件費の増や、古いパソコンの廃棄処分料などにより80万3,000円の増額、10目諸費は、住民センター補修に伴う補助金の追加により57万円の増額となります。2項徴税費は、職員の人事異動により職員人件費が110万円の減額。3項戸籍住民基本台帳費は、職員の人事異動により職員人件費が10万円の減額となります。

3款民生費、1項社会福祉費は、職員の人事異動による職員人件費の増や敬老会記念品を対象者全員に配付するための費用の追加、診療報酬改定に伴うシステム改修費の負担により367万4,000円の増額となります。2項児童福祉費は、物価高対応子育て応援手当の追加や、認可外保育所利用者の増加に伴う助成金の追加、人事異動に伴う職員人件費の減などにより162万4,000円の減額となります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、定期予防接種の追加に伴うシステム改修費の追加や、保健センターの炊飯器の購入などにより28万円の増額、2項環境衛生費は、職員の人事異動に伴う職員人件費の増により106万8,000円の増額となります。

6款農林水産業費、1項農業費は、人事異動に伴う職員人件費の減や、畜産事業者が汎用型飼料収穫機を購入するための補助金の追加などにより721万円の増額となります。2

項林業費は、チッパー 2 台の購入費の追加などにより 472 万 2,000 円の増額となります。

9 款消防費は、「集めーる」に代わるメール送信システムの導入費用などで 317 万 9,000 円の増額となります。

10 款教育費、1 項教育総務費は、職員の人事異動による職員人件費の増により 903 万 8,000 円の増額となります。2 項小学校費は、使用されなくなったスクールバス停留所の解体費用で 200 万円の増額となります。5 項社会教育費は、コミュニティセンターの故障したエアコンの入替え費用や、永井太々神楽、神楽殿の補修に伴う補助金の追加などにより 370 万円の増額となります。6 項保健体育費は、給食センターの蒸気式回転釜や真空冷却機の入替え費用などで 1,083 万 7,000 円の増額となります。

以上が今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第 26 号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 11 議案第 27 号 令和 8 年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（永井一行君） 日程第 11、議案第 27 号 令和 8 年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第 27 号 令和 8 年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入、収益的支出それぞれ151万1,000円を追加し、収益的収入、収益的支出ともに1億7,526万7,000円とするものであります。

まず、収益的収入であります。1款簡易水道事業収益、1項営業収益は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した減免事業により、簡易水道使用料を1,659万8,000円の減額、2項営業外収益は、減免事業に伴う使用料の一般会計からの補填分として同額の1,659万8,000円の増額、3項特別利益は、基金からの繰入れで151万1,000円の増額となります。

次に、収益的支出であります。1款簡易水道事業費用、1項営業費用は、人件費及び委託料の追加により151万1,000円の増額となります。

以上が今回お願いをいたします簡易水道事業会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第27号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第12 議案第28号 令和8年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第12、議案第28号 令和8年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第28号 令和8年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収入、収益的支出それぞれ1万8,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額を2億6,090万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出は、それぞれ1,260万7,000円を追加し、資本的収入の総額を1億4,291万7,000円、支出の総額を2億831万4,000円とするものであります。

まず、収益的収入であります。1款下水道事業収益、1項営業収益は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した減免事業により、農業集落排水使用料及び浄化槽使用料の合計で1,916万5,000円の減額、2項営業外収益は、減免事業に伴う使用料の一般会計からの補填等により、他会計補助金が合計で1,918万3,000円の増額となります。

次に、収益的支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用は、人件費の追加により1万8,000円の増額となります。

次に、資本的収入であります。1款下水道事業資本的収入、3項負担金は、群馬県からの工事費等の補償金として1,260万7,000円の増額となります。

次に、資本的支出であります。1款下水道事業資本的支出、1項建設改良費は、昭和インター線バイパス整備事業に伴い下水道管の布設替えが必要となったため、工事費及び委託料の追加により1,260万7,000円の増額となります。

以上が今回お願いをいたします下水道事業会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第28号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第13 報告第1号 令和7年度昭和村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（永井一行君） 日程第13、報告第1号 令和7年度昭和村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 報告第1号 令和7年度昭和村一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度昭和村一般会計補正予算（第6号）において、繰越明許費の承認をいただきました昭和村商品券配布事業の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム電算委託、簡易水道事業の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、農道整備事業費の小規模農村整備事業、下水道事業費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、道の駅管理運営事業の旬菜館増設計画策定業務委託、橋梁維持費の君河原橋耐震補強事業、非常備消防費のポンプ車購入費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し、議会に報告するものであります。

十分にご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） せっかくですので、1万円の商品券配布事業の進捗状況、もうほぼ終わっていると思いますが、結果報告といえますか、状況を分かる範囲で補足説明をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの林幸司議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在この事業につきましては、昭和村商工会に事業委託をしております。そして、今の進捗状況はおおむね、細かな数字まで、すみません、金額は分からないんですが、70%以上の執行率ということで伺っております。

また、期間があと、6月今、今日は4日ですので、10月31日まで商品券使えますので、

今月号の広報にて、有効期限が10月31日ですので、それまでに必ずお使いくださいということで周知をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 村長にお聞きします。

村内のコンビニエンスストアで、1,000円の商品券が使えないというトラブルがあったと聞きましたが、分かる範囲で補足説明をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員の質問にお答えいたします。

一部聞いていますけれども、本部のS Vとの関係で、S Vのほうで1,000円の商品券初めてということだったということで、本部とのやり取りがちょっと時間がかかってしまつてというところで、2週間ぐらいですか、何か中止されたという話はちょっと聞いております。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第1号 令和7年度昭和村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

◎日程第14 報告第2号 昭和村土地開発公社の財政状況報告について

○議長（永井一行君） 日程第14、報告第2号 昭和村土地開発公社の財政状況報告についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 報告第2号 昭和村土地開発公社の財政状況報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村土地開発公社の令和7年度の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録及び令和8年度の事業計画書、資金計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

十分にご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上を持ちまして、報告第2号 昭和村土地開発公社の財政状況報告についてを終了いたします。

以上で村長提案を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午前11時30分に再開にいたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 11時16分休憩

午前 11時30分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第15 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第15、一般質問を行います。

順次発言を許します。最初に3番議員 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） それでは、通告どおり次の2項目について一般質問をいたします。

1項目め、地域おこし協力隊の早期確保で村の活性化につなげて。

過去にも地域おこし協力隊について一般質問をしましたが、なかなか進展しないため改めて伺います。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化が進む地域に移住をして、住民の生活支援、観光客誘致のための情報発信、農林水産業などに従事するなど多岐にわたっています。国は隊員1人当たり550万円を上限に、自治体に活動費を財政支援しています。任期は原則として最大3年でしたが、2026年度から特例で最大5年に延長できるようになったと、新聞報道されました。

4月下旬の新聞記事で、過疎地などに一定期間住んで地域活性化を担う地域おこし協力隊が、任期後に群馬県で暮らす割合、定住率は、2025年度71.3%で前年度から6.2ポイント上昇し、全国平均70.3%も上回ったことが、総務省のまとめで分かったと記載してありました。

また、記事の中に県内における地域おこし協力隊は21市町村で受け入れ、嬭恋村が最多の17人、上野村が16人、中之条町が12人活動しているとのことでした。

こうした中で、本村では地域おこし協力隊を募集しているにもかかわらず、いまだに一人も見つからない状況であることを憂えています。ここ数年昭和村には1名から2名の地域おこし協力隊員がいましたが、昨年の4月からは誰もいない状況が続いています。せっかくよい制度があるのに利用できていないのは、昭和村に魅力がないのか、どこに問題があるのでしょうか。

私は、応募要件の見直しが必要ではないかと考えます。年齢制限の緩和をはじめといたしまして、例えば河岸段丘マラソン大会など、地域イベントの企画・運営が可能な方、体力づくりで健康寿命を延ばすなどする指導者、手芸や陶芸などのワークショップを開くなどして、実践活動ができる方、結婚や出会いの場などのイベントができる方など、さらに、

隊員は関係各課に所属させるなど考えればいろいろあると思います。

また、ふるさと大使を協力者にして地域おこし協力隊募集の働きかけをしていただく。先進地事例にも学び、あらゆる手段を講じて地域おこし協力隊員を広く応募していただきたい。そして、横浜市との交流事業をさらに強化し、移住・定住につながる環境づくりをし、地域の維持及び強化並びに村の活性化を促す施策が必要ではないでしょうか。

第6次総合計画の基本計画に示すように、移住・定住を直接的に支援する施策を推進してほしいと願います。そこで、伺います。

①地域おこし協力隊の応募要件の見直しで年齢制限を緩和するなど、応募がしやすくなる条件整備は考えられないか。

②他市町村の実例や取組に学び、地域の活力につながるプログラムの再検討をしてみてもどうか。

③移住・定住施策への地域おこし協力隊の活用を図るとともに、任期満了後の定住支援策は、どのように考えているのか。

答弁をよろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの地域おこし協力隊の早期確保で村の活性化につなげてについてのご質問にお答えいたします。

まず、①の地域おこし協力隊の応募がしやすくなる条件整備についてですが、ご提案の年齢制限の緩和など、応募要件の見直しについては、より多くの方に本村へ関心を持っていただき、応募しやすい環境を整える上で有効な手段であると認識しております。

本村では現在、主に体力や柔軟なフットワークが求められる業務への対応と、若者の定住・人口流入の促進を目的として年齢制限を設けております。

しかし、地域おこし協力隊の早期確保と村の活性化につなげるため、他自治体の事例なども参考にしながら、応募要件の緩和や条件整備について見直しを行いたいと考えております。

次に、②の他市町村の実例や取組に学び、地域の活力につながるプログラムの再検討についてですが、本村では今年5月に応募要件の一部見直しを行い、昭和村での就農を見据

えた農業体験・活動を業務内容に追加して募集を開始しました。

これは、道の駅で農業体験に関わることで、就農に向けて準備を進めるプログラムになると考えております。今後は、ご協力いただける農家等の掘り起こしを行い、より具体的なプログラムの設計を進めてまいります。

最後に、③の移住・定住施策への地域おこし協力隊の活用を図るとともに、任期満了後の定住支援策についてですが、ご質問にありましたように、令和8年度からは地場産業等に従事し、任期満了後に一定の要件下で起業や事業承継を行う場合、活動期間を最大5年に延長できることになり、国から上限100万円の支援も受けられます。

本村といたしましても、こうした国の制度を最大限に活用しながら、隊員本人の希望に沿った伴走型の支援に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 地域おこし協力隊が昨年4月から昭和村に誰もいないと、それから、募集をかけても隊員の確保につながらないと、そういったことで、今回質問をさせていただいているわけなんですけれども、1番目の地域おこし協力隊の応募要件の見直しで、年齢制限、これを緩和したらどうかというふうなことも申し上げたんですけれども、その中で、応募しやすい環境に整える上で有効な手段であると認識していると、緩和することはですね。

それから、他市町村の事例なども参考にしながら、応募要件の緩和や条件整備について見直しを行いたいというふうな答弁だったんですけれども、まず、1つは、国が隊員1人当たり550万円、これを上限にして活動費を財政支援をしていると、それから、任期については最大、今まで3年だったけれども、今年度から特例で5年に延長できるということが、今、新聞報道されておりましたけれども、この点は間違いないかどうか、それをまず、確認したいのと、せっかくよい制度があるので、来ていただけないのは、何が課題なのか、それから、対応をどう考えているのか、その辺のところをちょっとお聞きしたかったのと、あと今現在の応募状況と見通し、これを再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの林議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず、550万円につきましては、そのとおりでございます。また、期間につきましては、基本的には3年なんですが就農をするとか、新規に事業を立ち上げるとかする場合について、2年延長することとし5年間ということになりました。

また、新たな雇用創出をする場合においては、200万円までということで変更をする予定でございます。

また、要項の年齢につきましては、県内の状況を見てみますと1番多いのが、年齢要件がないというところが6か所ございました。ただ、あとはまちまちで40歳まで20歳以上、18歳以上、50歳まで、45歳まで、55歳、いろいろなパターンがございますので、また年齢につきましては、こちらのほうでも検討をさせていただいて考えていきたいと思っております。

ただ、定住対策としての地域おこし協力隊という面からしますと、今、昭和村の新築した場合の予算も年齢制限がございますので、そうすると、うちの場合、40歳までとなっていますと、それが終わって定住をしていただくときに、村から建築する補助金も出るというような形もございますので、そういう条件なども踏まえて再検討していきたいと思っております。

今後の見直しにつきましては、東京で説明会を行っております。そうすると来ていただける方が就農したいという方が多くて、地域おこし協力隊というよりは農業をしたいんだという方が来ていただいております。結果的に観光交流室で農園のほうをお手伝いいただければという話なんですけど、幾つか候補を持って見には来ていただいて、私も道の駅で説明をさせていただいているんですけども、これから長野のほうに行ってみたいという方が多くて、長野と群馬を候補地として最終的に長野のほうに行ってしまうケースが多いのかなということで、ちょっと残念だなと思っております。

なので、今度観光交流支援ということで募集をかけていたのですが、今度農地も後継者がいなくて就農をするパターンも、これからはできるのかなと思っておりますので、そう

した就農を希望する方についても、まずは道の駅の農園で経験をしていただいて、もしその先に3年終わって2年後に就農したいということで、村内の方で農地を貸してもいいよという方でマッチングができれば、新規就農ということで5年ということになっていけるというなと思っておりますまして、そのような形の中で募集しております。

以上でございます。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 企画課のほうでいろいろと考えていただいているということで、それはそれでよろしいかと思うんですけども、一つは現在、応募年齢が二十歳から40歳未満、これは建築の家を建てる関係の補助制度の関係とか、絡みがあるというふうな話なんですけれども、例えば50歳未満にするとかして、社会経験が豊富な方、そういった方も考えてもいいのではないかというふうな感じが、まず一つしています。

それから、募集人員、これは1人じゃなくて、これは例えば2人とか3名とか、そういうことも考えられないかというのは、ほかの市町村は十何名とか実際に来ている市町村があるわけです、現実からすると。だから、その辺、補助金も最大550万円ですか、そういった手当もあるということなので、幅広く募集を考えてもいいのではないかというふうに思っております。

それから、他市町村の取組、これもいろいろ参考にさせていただきたいというふうなことなんですけれども、一つ募集をかける現在の形ですと、農業振興に関する業務を中心とする内容がメインだと思うんですけども、例えば一つは河岸段丘のマラソン大会、これは地域イベントとしてやられていると思うんですけども、そういった企画・運営、そういったものも可能な方を募集してみるとか。

あるいは、マラソンとかそういうものがうまくいくように年齢面とか、運営面で大変というふうな話をちょっと聞いていますので、外部からの呼び込みというんですか、そして昭和村に定住、住んでいただけるような、そういった方が来てもらえればいいのかというふうな部分もありますし、あと体力づくりで健康寿命を延ばすというふうな、そういった指導者、それから、手芸とか陶芸、こういったワークショップをして、体験型イベント、そういった形で実践活動ができる、そういった人もいいのかなと思うし、あと結婚や出会

いの場、そういったイベントをできる方など、幅広く募集内容を考えてみるというふうなこともいいのかなと思います。

今の段階ですと、道の駅、農業関係の就農とかそういった形で希望されている方がいらっしゃるというふうなことで、募集をかけていますけれども、もっと広範囲に募集を、プログラムにやってもいいのかなというふうに思っているわけなんですけれども、その辺はどうでしょうか。もう一度、再質問します。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、林議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず、年齢につきましては、また、こちらで担当者とも併せて話をして進めていきたいと思っております。少し拡大をするとか、フリーにするとか、少しまた確認をさせていただきたいと思っております。

また、募集内容なんですけど、なかなか県内の内容を見ますと、そんなに数多くやっているところが少ないんですね。例えば地域行事とか魅力発信、前橋なんですけど、あと伊勢崎は空き家店舗とか地域課題解決ということで、こういうところが入ってくるのかなと思いますので、少し幅が広げられるような対応を検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 他町村の例とすると、嬭恋村ですと、いろんな協力隊員を募集して実際に活動していますね。中身については、いろいろ地域おこし協力隊として、インターネットを引いてみると分かると思うんですけれども、中之条町もそうですし、上野村もそうなんですけれども、とにかくいろいろな協力隊が来ていますね。

例えばこれは、嬭恋村では観光ビジョン、それから、アロマクラフトのワークショップを実施しているとか、あるいは健康増進業務をしていたり、あと1人でズッキーニ生産をして就労しているとか、あと移住・定住促進のイベントに携わる方とか、あと観光案内上の運営、ロケ撮影支援とか、フィットネスインストラクター、こういった業務なんかも地

域おこし協力隊として雇って対応しているというふうなものもあります。

それから、お米の生産や農業の学習をしたり、ファッションスタイリスト「孀恋ガーデン」の管理とか、あと孀恋村のPRをはじめとしたフィルムコミッションの業務とか、とにかくいろんな広範囲な形でやっている町村もありますので、その辺のところも考えて、広くここに募集をしてもらえればありがたいなと思っております。

それから、4月の下旬の新聞で、先ほど申し上げましたように、募集をしていただいて活動をしてもらって、またその後の支援ですか、群馬県で地域おこし協力隊として任務を終えて実際、その市町村で暮らすという方が、70%以上の方が残っていただけると、そういうふうな状況もきております。定住率が70%を超えている状況ですので、本村においても、任期後も村に定着していただけるような、そういった施策も考えられればいいのかなと思うんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

今のところ、具体的な施策というものはございませんので、またいろいろ勉強をさせていただこうと思っております。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） とにかく地域おこし協力隊に、昭和村に来ていただけるというふうな形をぜひ取ってもらいたいと思うんですけれども、その中でふるさと大使がいらっしゃると思うんですよ。この間の昭和村をこよなく愛する横浜市在住のふるさと大使から、議会だよりを読んだ率直な感想、これを話してくれました。

内容はともかくといたしまして、村外のふるさと大使との接点、こういった方たちとの接点を大事にしながら、地域おこし協力隊の応募、これに協力をいただく取組というものも必要かなと思うんですけれども、そして、横浜市とも交流もさらに強化をして、ぜひこのふるさと大使も活用して、そして、地域おこし協力隊が昭和村に来ていただける、そういった体制づくりをぜひ取っていただきたいと思います。そういうことでぜひよろしくお願いします。その件について何かあれば。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ふるさと大使の方には、お願いをいたします。また、今後の施策につきましても、いろいろ幅を広げて、募集をかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 地域おこし協力隊を1日も早く確保していただいて、地域の活力と村の活性化につながるように努めてほしいとお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2項目なんですけれども、既存のままの県道維持と新たに君河原橋を県道へと。

昭和インター線森下バイパスは、供用開始に向けて工事が進んでおります。最終的には、昭和インターチェンジから森下大森神社交差点を通過し、君河原橋を通り、沼田市の一部県道へ入り利根川を渡り、国道17号線へ接続される構想です。

本村にとりましては、大変重要なインフラが整備されることになり、今後の昭和村の発展につながる事業が進められ、道の駅をはじめ赤城の大地を通る望郷ラインとも連結ができ、大いに期待をしているところです。

まして、君河原橋においては、橋の維持補修に多額の費用がかかることを県道昇格になれば、負担は村から県負担になり財政面においても助かり、その方針で引き続き取組をお願いしたいです。

しかしながら、昭和インターチェンジと沼田市岩本町を結ぶ主要地方道である県道65号昭和インター線が、村道になる話も聞き及んでいます。久呂保橋を通る現在の昭和インター線、県道65号は、村の玄関口でもあり、通勤・通学など含めて交通量も多く重要な主要地方道です。最近では歩道も整備をされました。

しかし、久呂保橋の老朽化や路線維持など今後の管理負担面を考えたときに、村道にするのではなく、既存の県道のまま残すべきと切望いたします。あらゆる方法を使って取り組んでいただきたい。そこで伺います。

①君河原橋は県道に、久呂保橋を通る昭和インター線、県道65号は既存のままの県道として維持できないか、現状と村としての対応を伺いたい。

②過去に県内で同様な案件があったか。

答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの既存のままの県道維持と新たに君河原橋を県道へのご質問にお答えいたします。

県道昭和インター線バイパス整備事業につきましては、昭和インターチェンジへのアクセス向上や観光地の周遊性向上を目的として、群馬県により事業が進められております。

また、事業実施中の戸鹿野橋の架け替えにより、これまで通行ができなかった国道17号からの大型車両の通行が可能となることから、バイパス道路の利用増加が見込まれております。

これに伴い、久呂保橋を経由して村内を通行する車両については、一定数減少するものと考えております。

質問の①の君河原橋は県道に、久呂保橋を通る昭和インター線は既存のままの県道として維持できないかについてですが、君河原線に架かる君河原橋は、県の第2次緊急輸送道路に指定されており、大変重要な路線となっております。

さらに、戸鹿野橋の架け替えにより、国道へのアクセス性が向上した後は、その重要性は一層高まるものと考えられることから、県道昇格に向け、沼田土木事務所との協議を進めております。

その中で、君河原橋の県道昇格に当たっては、久呂保橋から森下信号までの県道区間を村道へ移管することが条件とされており、現在、その方向で県との調整が進められております。

今年度の県予算には、久呂保橋の補修工事及びローソン前の交差点改良工事の設計費が計上されていると伺っており、村の管理負担軽減や安心・安全な通行の確保に必要な事業を実施した上で、村道に移管される予定であります。

質問②の過去に県内で同様な案件があったかについてですが、沼田土木事務所に確認し

たところ、今回のような管理者が変更となるケースは多数の事例があるとのことで、現在、近隣の市町村においても同様の移管手続を進めていると伺いました。

今後も沼田土木事務所と密に連絡を図りながら、地域の安全確保と道路機能の強化に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 昭和インター線森下バイパスは供用開始に向けて工事が進んで、最終的には昭和インターチェンジから、森下大森神社交差点から通過して、君河原橋を通過して、国道17号へ接続されると。この辺のところは非常に県の第2次緊急輸送道路に指定されるというようなことで、大変重要な路線になるということは間違いないというふうな話でございます。

そういった中で君河原橋の県道昇格というのは本当にやっていただきたいことなんですけれども、久呂保橋から森下信号までの県道区間、これを移管をすることが条件となっているというふうなことで、その方向で県との調整が進められているというふうな状況だということなので、そういった形で、そういう方向で進んでいるようなことなんですけれども、そして、さらに、今年度の県予算は、久呂保橋の補修工事、それから、ローソン前の交差点の改良工事の設計費が今年度の県予算で計上されていると伺っています。その辺のところの確認をまず一つしたいんですけれども、よろしいですか。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） ただいまの質問にお答えします。

されているということで、計上はしているということで確認をしております。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） そうすれば、久呂保橋の補修工事、それから、ローソン前の交差点の改良工事の設計も計上されているということで、実施は今後ということなんでしょうけれども。

これでよしとするかどうかというふうな話になると思うんですけれども、そういったこ

とでやって、村のほうへ移管をするというんですかね。そんなような形のようなんですけども、将来を考えたときに、維持管理と改修をされて、その後、何十年かたつとまた老朽化をするというふうな話になってくると思うんですけれども、その辺、村として村道になるというふうな形を受け入れるというふうな感じになるのかどうか、その辺のところを村長、お答え願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先ほどの林議員の質問にお答えいたします。

先ほどお話ししましたように、土木事務所と課長を含め、何度も折衝をしましてまいりました。その中で最終的な合意点を見つけないと、なかなか前に進まないということもございまして、持ちつ持たれつという部分もございますし、条件的なものももちろんあります。ですから、先ほどの議案のほうにもありましたけれども、君河原橋の耐震の費用をうちの村で持つのか、それとも県のほうに移管するかというところの部分と、どちらが優先すべきであるかということは当然のことだと思いますので、そういう形で進めてまいりました。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 君河原橋の改修については、今日の議会の中でも今の昭和村分としてやるのが繰越明許としてやって、それ以外は県のほうでやっていただくというような形だという話を伺ったんですけれども、それはそういうことで検討していただくというのは非常にありがたいことなんですけれども、私とすると交換条件じゃないんですけれども、そちらを県道にするから今まで使っていたところは村道にするというふうなことはどうかという部分と。

それから、ただ今回のような管理者が変更になるケースというのは、県内でも近隣の市町村においても、実際あるというふうなことなんですけれども、昭和村にとって今後の先行きを見たときに、村道になると維持管理面と、また久呂保橋の補修はするとはいっても、どの程度の補修なのか。また、今後村道にした場合、負担というのは当然またかかってくると思うんです。

ですから、その辺のところをどう見極めていくのかというのが、非常に判断が重要なこ

とだと思えますけれども、今回、他市町村のところが同じように移管手続を進めているというふうなことなんですけれども、できたら村の意向として今までどおり森下の信号から久呂保橋までは県道で何とかお願いしたいというふうな形で要望書なり、そういうものが出せるかどうか、そういう考え方があるかどうか、その辺も村長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員のご質問にお答えします。

一番大きなところというのは、戸鹿野橋の架け替えということがあります。戸鹿野橋は皆さんもご存じのように、もう既に工事が始まっております。17号のほうの底上げといいますか、橋脚の部分だと思うんですが、始まっていますので、それができて交通の流れがどう変わるかということだと思うんです。

ですから、戸鹿野橋から昭和インターに入ってくる方も、もちろん相当多くなると思いますので、当然それもいろいろと話を県ともしてきた中で、そういった形で久呂保橋は完全に補修をしているという条件をつけているわけですから、20年もつか30年もつか分かりませんが、取りあえず、そういった形でしっかりと補修をするということを約束してありますので、そこだけはしっかりとご理解いただけたらと思います。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 本村にとっては、君河原橋は県道認定というのは当然なんですけれども、一方が県道になったから、今まで重要路線であった県道60号を格下げするというふうな発想はちょっと理解できないんですけれども、いろいろ手立てを県のほうでもして、十分対応して村のほうへ移管したいというふうなことのようなんですけれども、村にとって不利益を被ることがないように、ぜひお願いをして、私からは一般質問のほうは終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時15分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 1 2 時 0 4 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 一般質問を行います。

5 番議員 林勝美君。

〔5 番 林 勝美君発言〕

○5 番（林 勝美君） 昭和村議会、一般質問書、通告に従って一般質問を行います。

1、村道澤原壱斗久保線について。

まず、初めに、村道澤原壱斗久保線に関する点について伺います。

当該路線は平成 8 年頃に県が実施したふるさと農道整備事業の一環として整備が進められたものの、事業が途中で中断した経緯があると承知しております。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

①事業中断の経緯について。

平成 8 年頃に実施されたふるさと農道整備事業が、なぜ途中で中断することとなったのか、村としてその経緯をどのように把握しているのか伺います。

②農地と道路の境界の明確化について。

本路線については、県が用地買収を行い、その後、村へ移管されたと理解しております。

つきましては、農地と道路の境界を明確に示すことが可能か。

境界ぐいや図面等の現状についてお示してください。

③今後の道路整備計画について。

当該路線については、道路幅が確保されていると認識しておりますが、今後の整備計画、改良予定の有無、必要性の判断基準について、村としての方針を伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんの村道澤原老斗久保線についてのご質問にお答えいたします。

まず、①事業中断の経緯についてですが、本事業は、県営ふるさと農道緊急整備事業の長者久保地区として、平成6年度から平成9年度までの事業計画で進められていたものがあります。

計画内容は、事業費5億円、施工延長2,420メートル、幅員5メートルの舗装道路を整備するものであります。

当初の予定では平成6年度から平成7年度にかけて測量や用地買収を行い、平成8年度より工事を行う計画でありましたが、用地の確保がうまくいかず、平成9年3月に当時の沼田土地改良事務所との協議の結果、今後事業を進めていくことは困難であると判断し、事業中止に至っております。

次に、②農地と道路の境界の明確化についてですが、本路線は県が用地買収を行い、その後、村へ移管されるものであります。

農地と道路の境界については、当時の境界ぐいが残っていれば明確に示すことが可能となりますが、しかしながら、当時の測量では座標が示されていないため、正確な境界を確定するには、関係者立会いの下で境界確定を行う必要があります。図面等の現状については、土地の概算面積を把握するための丈量図を保管しております。

次に、③今後の道路整備計画についてですが、当該路線は場所により3メートルほどの狭い幅員となっているため、地権者の用地の寄附等の協力により5メートル以上の幅員が確保されることなど、地元の合意が不可欠であると考えております。

現時点で整備計画や具体的な改良予定はありませんが、用地確保の確実性や地域の協力状況などを判断基準として慎重に判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 私がこの路線について質問をしようと思った経緯ですけれども、実は私が議員になってからも、地域の人からこの路線はいい道路にしてもらいたいと、地域の方から要望がずっと継続してあります。そんな中で、たまたま、

その路線は大分林が開墾されて、結構な面積の畑になっております。そんな中で、大きいトラクター、大きいトラックがそこを通行するようになりました。

しかしながら、そこを通行するには、相当の障害があります。ここは貝野瀬から長者久保のほうに抜ける路線ですけれども、貝野瀬寄りの一番下のほうには、2メートルぐらいのところに、カラマツが2本、こっちに杉があってケヤキがある。それを切らなければ、そこは、ブームスプレイヤーやトラクターのロータリーが当たってしまいます。

そんな中で、多くの人が遠回りをしながら、その畑に行くんですけれども、そんな中で、多面的機能支払交付金を活用して、そこを整備しようということで始まりましたが、その木を伐採しなければ、そこは大型機械が通れないということで、いろいろ協議をしましたけれども、ここは買い上げてあるんだよということが判明しまして、役場の担当とよく協議しましたら、そこは村の杉の木、ケヤキの木は、村の土地に入っているんだから切ってくださいということで、最近、切って、そこは根を片づけて通れるようになりました。

しかしながら、先ほどの村長の答弁にありましたように、境界を示す杭が何本かありましたけれども、30年間の耕作の結果、その杭が放置されていたり、確認されていなかったりということで、ここまでが村道だよという境界が確定しません。

そんな中で、ぜひその境界を確定する杭を、もう一度、測量しなければなりません。また、関係者の立会いも必要かと思えますけれども、もう一度、正確な杭を設置していただきたいと思えますけれども、村長、道路管理者としていかがでしょうか、その辺のところ。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） ただいまの林勝美議員の質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、先ほどの回答にもありますように、具体的な計画はございません。答弁のとおり、もう一度、慎重に判断させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 慎重に判断するということですが、まず、その境界を確定する杭がないと、建設会社をお願いして、先ほども申しましたが、その木を切っ

て根を掘りましたけれども、畦畔をつけながら畑と段差があるんですけれども、畦畔をつけながら広げて整備をしたわけなんですけれども、どこまでが村道なのか分からないので、適当というところであれなんですけれども、適当にこれくらいだよねというんで、整備をしました。

そんな中で、正確な境界の杭が必要かと思われますけれども、ぜひ建設課長、前向きにくいを設置することを要望いたします。もう一度、お願いします。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 用地に関しましても、確実にその場所を確定できるかということも踏まえて、また、調査しなければなりませんので、先ほどの答弁のとおり、具体的に意見のほうができないので申し訳ございませんけれども、慎重に判断させていただきます。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

○5番（林 勝美君） 慎重に判断するということですので、前向きにお願いしたいと思っています。

というのは、これから③の答弁でもありましたけれども、一部、買い上げてないところがあって、狭いところがあります。これをまた所有者にお願いして、もしいい道路にしてもらえるような流れになれば、所有者に協力をお願いして、ぜひいい道路にしてもらいたいと思います。この道路は、大坂中野線のバイパスとして、とても必要な道路だと思います。まして、そこからの望郷ラインに通じる道路ですけれども、すぐ右に折れるとJAが、大型の予冷庫を造る計画もあります。もう実際に工事が始まっておりますけれども、その関係で、そこを利用する人もとても増えると思います。

ぜひそんなような状況で村長に、ぜひいい道路を設置してもらいたいと思いますけれども、もう一度、村長にどのような考えか、もう一度お願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 事情等については、重々分かりましたので、多面も含めて先ほど地権者の所有者の方々の同意が得られるという状況であれば、区のほうから陳情を上げていただいて、お願いできたらと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 同意を得られればということですがけれども、同意書は私、要望書として扱っておりまして、何名かまだお願いしていないところがありますけれども、その人にも同意をいただいて、また村のほうに請願という形で提出したいと思いますけれども、そのときにはまた、よろしくお願いいたします。

村道澤原壱斗久保線ですがけれども、地域の人にとっては本当に重要な道路だと思っております。地域の人だけではなく、どなたが通っても必要な道路だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問は、これで終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

2、部活動及びスポーツ少年団の大会・練習試合等における移動について。

次に、部活動やスポーツ少年団の大会・練習試合等における移動に関して伺います。

近年、全国で子供たちの移動に関わる事故が相次いでおります。

特に、記憶に新しいのは、今年4月に発生した磐越道での部活動バス事故です。部活動の遠征中に事故が起き、多くの生徒が負傷したこの出来事は、移動の安全確保がいかに重要であるかを、改めて全国に突きつけたものだと受け止めています。

昭和村においても、部活動やスポーツ少年団の大会・練習試合等での移動は日常的に行われており、同様のリスクを抱えることは間違いありません。

そこで、以下の点について伺います。

①現状認識について。

まず、昭和村における部活動、スポーツ少年団の大会・練習試合等における移動の実態について、教育委員会としてどのように認識しているのか伺います。

②事故発生時の責任区分及び対応手順について。

移動中に事故が発生した場合、学校、教育委員会、指導者、保護者など責任区分がどのように整理されているのか。

また、事故発生時の対応手順について明確な基準があるのか伺います。

③安全対策の強化について。

今後、移動時の安全確保を図るため、送迎方法の見直し、指導者・保護者への周知、保険加入状況の確認、村としての支援の可能性など教育委員会としてどのように安全対策の強化を検討しているのか伺います。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林勝美議員さんの部活動やスポーツ少年団の大会・練習試合等の移動についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①の現状認識についてですが、部活動における大会等の移動実態について、運動部では水泳や陸上競技・スキーといった個人参加の競技を除き、中学校体育連盟が主催する県大会以上の大会については、生徒の移動に貸切りバスや庁用バスを利用し、その他の大会や練習試合等については、保護者による送迎が行われています。また、吹奏楽部も同様に大会やコンクールの出場について、貸切りバスや庁用バスを利用し、学校以外での練習や発表会等の場合は、保護者による送迎が行われています。なお、保護者による送迎は所属するPTA活動・部活動保護者会による活動となっています。

次に、村のスポーツ少年団の移動実態については、現在、村では6単位団が登録していますが、その運営は各単位団に委ねられています。そのため、各単位団に大会・練習試合等の移動について確認したところ、基本的には乗り合わせによる保護者の送迎が多いようですが、マイクロバスを借りて監督等が送迎する単位団もあるとのことでした。

学校部活動・スポーツ少年団活動において、遠方での練習試合や大会参加の際、多くの保護者の皆様の自主的な協力と善意による送迎により、円滑な運営や児童・生徒の活動機会が支えられている現状にあり、まずは、この点につきまして、深く感謝を申し上げるところです。

しかしながら、いわゆる保護者の車出しによる乗り合い送迎には、万が一、交通事故が発生した場合の責任等、非常に大きな課題とリスクをはらんでいるものと認識しております。

次に、②の事故発生時の責任区分及び対応手順についてですが、まず林議員さんがご指摘の事故は車両の走行中に発生する事故、いわゆる交通事故を指していると考えますが、部活動とスポーツ少年団の活動を分けて整理しますと、まず、部活動では、交通事故発生

時の第一義的な責任者は運転者となりますが、車両の不具合等に起因した事故の場合には、車両の管理者である貸切りバスの受託事業者や村が併せて責任を負うことになると考えられます。

次に、事故が発生した際の対応手順ですが、バスによる部活動の移動において事故が発生した際は、運転者または同乗者は警察・消防に通報するとともに、顧問へ連絡し、顧問は情報収集と安全確保を行うとともに、校長へ報告し、指示を仰ぎ、校長は必要な指示を行うとともに、村教育委員会へ報告する手順となっております。なお、保護者送迎時に事故が発生した場合には、保護者の対応となります。保護者は警察・消防に通報するとともに、顧問や学校、関係生徒・保護者への連絡をすることになっています。

次に、スポーツ少年団についてですが、各単位団の多くが加入するスポーツ安全保険は、団活動の往復中の事故も補償対象に含まれる場合がありますが、自動車事故は、運転手が加入している自動車任意保険で対応する必要があります。なお、移動時に事故が発生した場合は保護者から指導者への連絡がいき、指導者から関係保護者への連絡がいきます。事故直後においては教育委員会への連絡はありません。また、対応手順に明確な基準がないのが現状です。

次に、③の安全対策の強化についてですが、現在の保護者による送迎を全て廃止したり、大幅に見直したりすることは難しい状況と考えております。今後、安全確保を図る上で、部活動の移動においては、令和8年5月19日付スポーツ庁及び文化庁より発出されました、部活動の遠征等における安全確保についての通知に基づき、無理のない計画による実施や事前確認を行うほか、スポーツ少年団においては、運転する保護者の自動車任意保険加入が最も重要ですので、保険加入状況の確認等の周知を図っていきたいと考えています。

また、村の支援といたしましては、関東大会や全国大会に出場するときには村の庁用バスでの送迎や、参加に係る経費の補助等を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） いろいろなマニュアルが整備されていることが確認できました。

しかし、私もスポーツ少年団に携わっている者として、多くの大会の会場の移動とかに

は、保護者が自分の子供だけでなく、ほかの違う自分の子供以外の子供たちも分乗して乗せているケースがあります。そんな中でも万が一あってはならないことなんですけれども、事故が起きた場合、そういうことに対して、そういう保護者にもスポーツ少年団の組織に対して、よく徹底をしていただきたいと思いますけれども、それは、早急に対応していただきたいと思いますけれども、教育長、その辺のところはもう1回確認しておきますけれども、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 保護者の車出しによる、そして主体的、あるいは善意による車の移動につきましては、先ほど申し上げたとおり、大変感謝しているとともに大きなリスクがあるというのを心得ているところです。

先ほど申しあげました通知及びガイドライン等を読むところで、一番重要視するのが現地集合、現地解散という言葉が強く出されています。いわゆる自分の子を現地まで送り、自分の子を自宅まで送ると、これが第一原則のように書かれているんですけれども、そうしますと参加する部員、あるいはスポーツ少年団員は全てそういう保護者の移動ということになって、そういう意味ではあまり効率的ではありません。リスクを伴うんですが、何とかそこを十分に注意し、できる限り回避するために、先ほど申しました無理な運行計画や試合計画ではないか。

それから、例えば保護者会において保護者の方には大変申し訳ないんですけれども、保険の加入状況を確認をしておくということ。いわゆる子供たちの送りに関して、第一義として運転者が責任を負うことになりますということについて、了解をいただいております。そのような、手続まで進んでいる保護者がやっているんでしょうかね、部活動、そういうのも伺っているところですので、そうしたものを併せて周知徹底、あるいはできる限り厳しい物言いというか、約束事になるんですけれども、万が一に備えて教育委員会としても、そのあたりを周知していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

本当に善意で運転した保護者が、自分以外の子供も事故に巻き込まれて、けがをするなんていうことも考えられます。そんな中で事故が起きた後の対応というのも、よく確認をしていただきたいと思います。

スポーツ少年団、あるいは部活以外ですけれども、この間の教育委員会から報告があったんですけれども、昭和中の修学旅行中に事故があったということを詳しく報告がありましたけれども、そういうことはちょっと離れているんですけれども、子供たちが事故に巻き込まれるということは、本当に悲しいことなので、そういうことが起きないように普段からマニュアルの徹底していただき、事故が起きないようにしていただきたいと思います。

雑駁な質問でしたが、くれぐれも事故の起きないように祈念いたしまして、2つ目の質問も終わります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） 次に、1番議員 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 1番議員 堤宏康です。

早速ですが、1つ目の通告、第1、第2保育園の統合についてです。

さきの3月定例議会、総務民生常任委員会の所管事務調査の際に村長より、「少子化に伴い、令和9年度に向けて、第1、第2保育園の統合を目指す」旨の発言がございました。

私も、このまま園児数の減少が進めば、保育園の維持運営が難しくなるのではと危惧しております。統合に関しましては、昨年9月の総務民生常任委員会の際、私のほうから第2保育園長に対して、第2保育園の現状について、特に保護者の方がどのようなご意見をお持ちなのか、お聞きいたしました。園長より「保育参観などで園児が減少しているのは、保護者の方は承知しております。統合はどうなのかなという保護者さんも迷っているのが現在の状況です」との説明がありました。

このような状況を踏まえ、統合にかじを切ったと推察いたしておりますが、関係する園児たち、保護者の方々、地域の方々にとっては重大な問題であります。

そこで、村長にお聞きいたします。

①統合が必要な理由について詳しく説明ください。村長、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんの第１・第２保育園の統合についてのご質問にお答えいたします。

本村では、第６次総合計画におきまして「子どもの声がひびく子育て・教育の村」を基本目標に掲げ、どこよりも子育てしやすい村づくりを目指し、保育サービスの充実等に努めております。

まず、①統合が必要な理由につきましては、大きく２点あります。

１点目は、園児数の著しい減少であります。

第２保育園の園児数は、令和８年度には１４人、令和９年度には８人まで減少する見込みとなっております。子供たちが集団での遊びや多様な関わりを通じて、社会性や協調性、コミュニケーション能力を育むためには、一定規模の集団環境を確保することが非常に重要であると考えております。

２点目は、施設の老朽化であります。

第２保育園は築４４年が経過しており、子供たちの安全・安心な保育環境を維持するためには、今後、建て替えや大規模改修が必要となる時期を迎えております。

これらの状況を総合的に勘案し、第１保育園に集約することが子供たちにとって、最も望ましい保育環境の提供につながると判断いたしました。

以上。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔１番 堤 宏康君発言〕

○１番（堤 宏康君） ありがとうございます。

１点目として園児数の著しい減少に伴う、保育の面で社会性、協調性、コミュニケーション能力ですか、そういった集団的なものから学ぶというところに支障を来すのではないかということ。

２点目として施設の老朽化というふうに理解いたしました。

また、さきの議会のときに、常任委員会のほうで視察をさせていただきました。その際に、第２保育園でも先ほどの村長のご答弁にありましたように、施設の老朽化のこと、園児数の減少もあり、集団での生活への対応を心配し、保護者から合併の声も聞かれる等の

説明をいただけてきました。

また、第1保育園、多分受入れ側になると思うんですが、第2保育園と合併しても園舎に余裕があること、最大110名受入れ可能のこと、園児が増えることで活発な活動が期待できること等の施設面についての説明もいただいております。

今回、村長に改めてご答弁いただいて、村としての理由が統合の理由が明確になったのかなというふうに認識いたしました。ありがとうございました。

続いて、②の質問なんですが、統合に向けた現状の取組状況と今後の予定について、できるだけ期日等を示し、具体的に説明いただければと思います。村長、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員の質問にお答えいたします。

②今後の予定についてですが、令和9年4月の統合に向け、まずは在園児の保護者の皆様に対し、統合の検討に至った背景や今後のスケジュール等について、速やかにかつ丁寧な説明を行ってまいります。

また、受入れ先となる第1保育園や子育て保育園において、第2保育園の子供たちが不安を感じることなく、新しい環境に円滑になじめるよう、保育士の配置体制の確保や、必要な施設・設備の充実を図ります。

今後とも多様化する保育ニーズに的確に対応し、保護者の皆様が安心して子供を預けられる質の高い保育環境の提供に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

○1番（堤 宏康君） 大変ありがとうございました。

保育士の配置体制、あるいは施設設備の充実等を考えて予定している、整備が続けていくということを確認できました。

また、保護者の方々、住民の方々に引き続き丁寧な説明をいただいて、多くのご理解、ご協力をいただけますよう進めていただきたいと思います。

また、保育の質、先ほど①の質問のご答弁にありました、集団生活で学べる社会性、協

調性、コミュニケーション能力を育む、これが一層効果的に育めるような体制づくり、また、保護者に対しましては、利便性が損なわれることがないよう配慮いただければというふうに思います。

さらに、現場の職員の負担とならないよう保育士の配置体制の工夫というのものもあるんですが、細やかな対応をしていただき、計画的に取り組んでいただければというふうに思います。

そこで、関連して質問なんですが、よろしいですかね。住民の方々にどのように周知していくかというのを現在、お考えかというのを教えていただきたいんですけれども。

○議長（永井一行君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 諸田 光君発言〕

○健康福祉課長（諸田 光君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、第2保育園の保護者に説明をしてから、その後、住民への周知もしていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

保護者に対して説明を行い、住民に対して説明をする。その際に、広報しょうわ等の活用ですとか、ホームページですか、そういったものの活用もお考えなのでしょうか、ぜひその辺のところをご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 諸田 光君発言〕

○健康福祉課長（諸田 光君） ただいまのご質問にお答えいたします。

前回の議会だよりも、保育園の統合については、掲載されたかと思います。これからなんですけれども、まずは、保護者に説明して、そこで保護者の意見を聞いて、その状況によって、広報等で周知していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

ぜひ丁寧な説明で多くの保護者さん、地域の方のご理解、ご協力が得られるよう進めて
いただきたいというふうに思います。この件についての質問は終わりにしたいと思います。

通告の2つ目、統合小・中学校問題についてです。

まず、初めに、本通告は5月27日の議会全員協議会における教育委員会からの本案件に
関する説明、また5月29日の第14回昭和村小・中学校推進協議会開会以前の5月20日に通
告いたしましたので、私の知っている範囲が、5月20日が基準になっているということを、
まず、あらかじめお伝えしておきますので、時間的な差というんですかね、その辺がある
ことはご承知おきいただければというふうに思います。

では、続けます。

私は、就任以降、学校問題について継続的に取り組んでまいりました。根本的な問題と
しての1つ目として学校形態、②建設地、③開校年度について昨年6月の定例会において
一般質問いたしました。

以降、教育長におかれましては、推進協議会においては、会長として、運営、協議の取
りまとめ役等、その手腕を発揮していただき、学校形態については、もう既に皆さんご承
知のように義務教育学校、また③開校年度については令和13年度開校を目指すといった方
向性を示していただきました。

そして、いよいよ②建設地の重大局面を迎えているわけです。

教育行政の責任者としての教育長のお力を最大限にし、本問題の協議会としての解をお
示しくださることを多くの住民の方々が期待しております。

さて、過日は村内4か所において、地域説明会2回目が実施され、住民の参加の下、
「新しい義務教育学校の建設候補地について～これまでの経緯と今後の協議の進め方～」
の説明がされ、住民の方々との意見交換がなされたと思います。

そこで、教育長にお聞きします。

1つ目なのですが、4地区の説明会を踏まえて中間的な総括を教育長の感想も含めてお
伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの統合小・中学校問題について、1、4地区の

地域説明会を踏まえての中間的な総括について、ご質問にお答えをしたいと思います。

1の4地区の地域説明会を踏まえての中間的な総括ですが、先月14日から19日にかけて行われた地域説明会では、候補地の絞り込みの方針や今後のロードマップをお示しし、最終的に1か所に絞り込むに当たり、住民の皆様のご意見をお伺いいたしました。

中間的な総括につきましては、昭和村の統合小・中学校推進協議会では令和7年5月設立以来、共に学び、共に育つ学校づくりを協議の原点に掲げ、積極的な情報公開等地域説明会を行い、地域とともにつくる学校を目指し、今日までに協議を重ねてまいりましたが、説明会や広報等を通じて、多くの村民の皆様に推進協議会の議論の方向性について、おおむねご理解をいただいているものと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

地域とともにつくる学校といったお言葉、大変響いてまいりました。

5月27日の議会全員協議会において、教育委員会さんのほうから昭和村統合小・中学校推進協議会、地域説明会の結果の説明がありました。それを見ますと、説明会会場として、まずは区長会議で参加者23名ですか。小学校3校と昭和中学校の計4会場で参加者合計44名であること。また、主な質問事項の報告をいただきました。

教育委員会におかれましては、準備等大変なご苦労だったというふうに思います。大変お疲れ様でした。

私は、先ほど教育長の答弁にもありましたように、地域とともにつくる学校ということに、まさに同感でございます。学校と地域の関係性について、重視しているわけなんです、地域に根差した学校であること。また、現在の吉澤参与が資料としてまとめました、昭和村立学校の歴史から学んだことの昭和中学校のところに、「真に一つの昭和村となるために、中学校の統合が必要であった」といったような記述が見られました。

今回の統合小・中学校でさらに、これらのことが進化して、村の一体感がより一層深まることを期待しております。

また、学校と地域が連携することにより、地域住民の様々な参画が促され、3期総合戦略の中で教育長が示す、「地域とともにある学校」というものが具現化していくのではないかなというふうに思っています。

そういった点におきまして、今回説明会の中に行政区の住民を代表する方々である区長会、そこで説明を行い区長さん方のご意見を伺ったということは、大変意義のあることだというふうに思っております。

今後、もう地域説明会が予定されているようですが、さらに、多くの住民の方々が参加いただけますよう、周知する期間も含めて周知の仕方等、またより一層改善していただければというふうに思います。

そこで、この件に関連しての質問なんですが、昨年9月から10月にかけての地域説明会の1回目では、学校4校、小学校3校、中学校1校と、それと保育園3園で説明会が実施されたのですが、今回の説明会は小学校と中学校のみということなんですが、何か意味があるのかなというふうに思いまして、どのようなお考えなのかということを教育長に、お考えの下、今回4会場で行ったのかということをご説明いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 今のご質問にお答えいたします。

昨年の9月の地域説明会、いわゆるソフト面の推進協議会の総意を説明するのが一番でした。つまり、義務教育学校という新たな教育制度の下に進んでいきますということです。ので、建設候補地ということではなく。

ですから、保育園の保護者の方々、全ての方々を含めて義務教育学校というものについての説明の機会を増やすという意味合いが一番多くあったかと思います。それに加えて、今回は各小学校区というような形と地域の代表である区長様への説明ということで、今度は建設候補地に関わっていくことですので、そのようなくりとさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございました。

ソフト面の総意ということで、ある意味結果を説明するために、今、保育園も交えて説明したということによろしいんでしょうかね。

多くの方々のご理解、ご協力を得るために、次は、候補地は1か所に絞られてからの説明になるかと思うんですが、将来、直接的な当事者となる園児の保護者の方々にもぜひ丁寧な説明が必要というふうに、私は思っています。ぜひ地域説明会の3回目では、各保育園においても、実施していただくようお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

通告の次の質問、通告2の2つ目です。

候補地の評価結果についてなんですが、②現段階での候補地の評価結果について、教育長の見解をお伺いいたします。

教育長、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 2つ目のご質問にお答えをいたします。

現段階での候補地の評価結果についての見解についてですが、今回の地域説明会では6候補地9案について、16項目の評価の総合点をお示しいたしました。

これは、24名の推進協議会委員の皆様に、個別に評価をしていただいた平均値の合計でございますが、各評価項目や傾斜配点等は協議会の中で委員の共通理解の下で設定し、その集計結果について再度協議を行い、協議会の総意としてお示しをさせていただいた評価結果でございます。

そのため、それぞれの候補地及び案の長所や短所を、住民の皆様にこれまで以上に客観的で分かりやすくお示しでき、ご理解の一助となったものと認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 大変丁寧なご説明ありがとうございました。

3月の定例会議でも、また一般質問をしたんです。3月の議会では候補地の絞り込みに関しまして、昭和村義務教育学校候補地評価シート1について、質問いたしました。その後、今回の結果を見ますと、義務教育学校候補地評価シート委員個人となり、各委員による記入採点、事務局による集計、16項目の評価の総合点であるとか、委員24名の方の個

別評価の平均点の合計等の処理をして、地域説明会での資料では、4として建設候補地案と評価の集計として示されたというふうに理解いたしました。

今の答弁の中に各評価項目や傾斜配点等は、協議会の中で委員の共通理解の下で決定したというようなご答弁をいただきました。そこで、関連してなんですが、教育長にお伺いしたいんですが、先ほど申し上げたように、最初、候補地評価シート1が今回の精査されただと思うんですが、昭和村義務教育学校候補地評価シート委員個人ということが基になって、採点評価したようなんですが。

そこで、例えば気になったのが、大項目3、教育環境、中項目、健康で文化的な環境、小項目11のところに景観として具体的な視点、景観等として、景観等が良好かなどと示されているんですが、委員個人のほうの採点は減点法で採点というようなのを過日ご説明いただいているのですが、例えば減点1というのはどういう状況なのか、減点2というのは、より具体的な採点基準というんですか、その辺の共通理解を行ったと思いますが、それらの具体的な採点基準というんですか、そういうのがあれば、ぜひ公開していただいて、住民の方々の理解ですとか、ご協力を得られるようにしていっていただければと思うんですが、そのあたりについて教育長、どのようにお考えか、ご説明ください。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 評価シートにおける採点幅の共通理解は、どのようなものかということでしょうか。

いわゆる各項目の大項目、あるいは中項目ごとに皆さんで配点を計算しました。例えば安全性、安全の環境、自然災害等の部分については、傾斜配点10点分ということになっております。この10点分のところをどの項目もそうなんですが、ダイヤモンド型に配置します。最も優れている9、10、次が7、8、6、一番多いところが3、4、5、2、1、ゼロはないんですけれども、1というような形でダイヤモンド型に上位陣、中ぐらいのところと下位群というような形の中で、どの配点においても幅を皆さんに指定して、これによろしいですかということの中で、やってきました。例えば5点配点だと5、4、3、2、1ですから単純にそういうことになると思うんですよね。言葉としても「最もよい」「まずまずよい」「どちらかよく分からない」比較でやっていますので、分かりにくいという

のが、3点とか2点ぐらいになって、明らかに落ちているというと、それより下という形の中で、配点幅に併せて、そのひし形の配点の形をつくりました。

それをもって、各委員会の皆様に採点をしていただいたんですけれども、説明がうまくいかなかったですかね。お分かりでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ご説明ありがとうございました。

分かったような、分からないような、なんですけれども。全協の中でご説明いただいたのは、評価シートに関しては減点法でしていきますということをご説明いただいたんですが、今の、私の勘違いかもしれないんですが、教育長のご説明ですと、ダイヤモンド型に配置して加点式みたいな感じで評価していくのかなというふうに私は理解してしまったんですが、私が質問したのは、1点減点するのは具体的に、項目によっては1点減点というのは、こういう状況ですというのが数字的なもので、示してそういうのを積み上げていて、委員の中で共通理解を図って、じゃというので評価しましょうという形だったのかという旨で説明したんです。

と言いますのは、すでに配られているんですが、委員個人用を見ますと、結構抽象的な表現があるんです。そういうのは、評価に困るんじゃないかと。例えば先ほどもあったんですが、小項目が安全な地形で、具体的な視点が危険な高低差や深い池など、過大な造成がなく進められるかというのがあるんですけれども、過大かどうかというのは、どういうふうに評価するのかということですよ。例えばそこで1点減点だったら何平米とか何メートルとかあって委員の中で、ある程度共通理解してやっていたのか、ということをお聞きしたかったんです。

評価項目を見ると、結構抽象的なんですよ。文科省からも出されている資料も抽象的なんですが、比較的イエス・ノーじゃないんですけれども、マル・バツじゃないんですけれどもというような形で、示されているのかなというふうに思うんです。例えばなんです、令和4年度6月改定とあるんですが、小学校施設整備指針ですか、その資料を見ると結構イエスかノーじゃないですが、マル・バツみたいな形で明確になっているのが多いような気がするんです。

そういった意味で何ですかね、細かいことですが、この評価というのが物すごく重要なので、客観性というのが疑わしいとどうなのかなということで質問しているんですけども、ダイヤモンド型というのを今、初めて聞いたので自分の中で理解できていないのですが、全協のときにご説明いただいたのは、減点法というのは説明いただいているのですが、今、ダイヤモンド型というのは初めて聞いたので、かなり今、自分の中で理解できていないんですけども、お願いします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 説明が曖昧で大変申し訳ありません。

まず、1つ目、減点法というふうに、以前ご紹介したかと思いますが、傾斜配点の例えば10点ですと、最もいい評価が10点という計算になりますので、いわゆる減点法というふうに申し上げたわけです。

ダイヤモンド型というのは、言葉にしますと、その観点において最も大変優れているという認識の下で、点数を各委員に入れてもらったので、10点ということになります。その次が、おおむね優れているというようなところになりますと、9点とか8点という差があって、そこが曖昧だと言われれば、そのとおりだと思います。ただ、その幅については委員さんの感じ方、考え方に任せました。

そうしますと、良好というような言葉になってくると、7点、6点、5点という幅にしました。この1つ1つの差は何なんだと言われると、先ほど言ったとおり、委員さんの判断の仕方ということを経済に置き換えたということになります。そうすると、10、9、8、7、6、5と三角形ができてきますよね。今度は下に縮まっていくということで、ダイヤモンド型というふうに言ったのは、そのような形の意味で、どの項目においても傾斜配点の一番満点というものについては、この傾斜配点の分の点数が入ります。以下は減点方式だということです。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 分かるような、分からないような感じで、ちょっと自分の理解力がなくて、ちょっと帰って勉強したいと思います。私の勉強不足で理解できていません。

その辺は申し上げておきます。

今、ありましたように、評価シートの委員個人は候補地選定において、評価の根幹をなす大変重要なものというふうな認識を私は持っていますし、また、今回数値として公表したものですから、物すごく重要なデータであるというふうに思います。そのために、先ほど教育長のお言葉で気になったのが、採点については委員にお任せしたというようなご発言があったのですが、そうすると、採点において、委員個人の主観的な要因、そういうのが排除し切れないのではないかということです。

採点の基準をできれば、この問題の、この質問の趣旨は具体的に数値化した基準というのを、示せるものは示していますかというのを質問したかったわけなんですけど、ちょっと齟齬があったようなので、その辺は質問はいたしませんけど、少なくとも主観的要素が排除し切れないのであれば、集計においても単純に委員の合計を人数で割った平均点というのではなく、例えばスキージャンプ競技のように、上位何割、下位何割等を排除して、そして残った中から平均点を出す、そういった手法で評価するのもあったんじゃないかなと思います。あるいは、評価の正当性を見るために、中央値との差ですか、差異ですか、そういうのも見る。また、そういった評価方法もあったのかなというふうに思います。

気になる各評価項目の各階級の度数のばらつきが、結構きれいな正規分布に近いのか、ばらつきがすごく大きいのか。そうすると、評価自体の妥当性というんですか、そういうのも疑わしくなるので、その辺のほうも次の説明会に向けて、改めて検証していただければというふうに思うわけなんですけど、よろしくお願いします。

候補地の評価結果に関連して、過去の資料と今回の結果を調べてみたのですが、旧建設委員会の評価の結果と比較してみました。旧建設委員会の建設候補地の総合評価、これは総合評価という表現だったんですが、1位が鎌沢、2位が昭和中、最下位の6位に同評価で、東小学校、南小学校でした。

今回の推進協議会では、建設候補地案と評価の集計ということで、表現されているんですが、合計では1位南小学校活用、2位鎌沢、3位南小学校解体、4位東小学校活用、5位昭和中学校と、順位が異なっているんです。

また、今回の協議会の候補地案の評価の集計だけ見ても、小計の段階では、1位が鎌沢、2位が南小学校活用で、合計になると、1位が南小学校活用、2位が鎌沢、順位が入れ替

わっているんです。

候補地の評価に関連しての質問なんですが、このように、評価の結果が異なる要因は何なんでしょうかね。教育長、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） ご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、前半16項目部分の評点と、そのほかにスクールバス維持費、建設費想定額、義務教育学校の特徴を踏まえた校舎設計の実現度など、後で50点分追加をさせていただきました。トータル150点満点というんでしょうか、評価シートに変わりましたので、その前半部分と後半部分。前半は100点計算、付け加わった部分が50点ということで、その傾斜配点の違いの中で順位の違いが現れてきたというふうに考えています。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

今のご説明ですとか、資料から私が思ったのは、評価項目、具体的な視点が異なれば評価結果が変わるんだなというふうに思いました。今回、鎌沢と南小学校の逆転が、評価項目が加わったことによって、逆転しているわけですね。ということは、評価項目を変えれば、評価結果を変えることができる可能性があることを証明してしまったのではないかと思います。例えば評価項目の中に地域説明会の中でもいろいろお話が出たと思うんですけれども、過日、地域説明会のご報告をいただきました。

この中で、南小学校が候補地となった場合について、工事期間中の児童の学習場所や行事への影響の質問がありましたよね。そこで、2年間はかかる。その期間は別の学校に移動して授業を受けていただくことになる。移動に伴う環境変化や児童に与える影響、ストレス等なども踏まえた上で、候補地を選ぶ要素としていくといった回答がなされたと思います。スクールバスの運行や場合によっては、仮設の校舎のお話も出たとは思いますが、そうすると、建設にした関連予算の増加も見込まれ、また評価が変わってしまうんじゃないか、ということをやっと懸念いたしました。

また、教育長の発言の中にもあったんですが、南小の回答にもあったんですが、あと今回の過日の全協での資料の中にもあったんですが、工事期間中に児童・生徒に与えるストレスですとか、そういったところの懸念を考えると、候補地の案として昭和中学校も引き続き有力なんじゃないかなというふうに思ってきてしまうんです。建設中の児童・生徒への影響というのを考えると、そういった項目を加えたらどうなのかなと思います。例えば昭和中学校の場合に建設すると考えた場合に、まず、小学校部を建設して、その間、中学生は現状の校舎で学習を進める。小学部が完成したらちょっと不便なんですけど、中学生は小学部の校舎で学習して、中学部の校舎の長寿命化工事をする。

そうすると、既存校舎の活用の中では大きな中学生のほうには影響が出るんですけども、小さいお子さんたちの小学生に影響が少ないんじゃないかなというふうに思うんです。現実的に今現在、中学生になれば、今の昭和中学校に行くわけなんですけど、見方によっては6年早まって、小学校になったら中学校へ行く。そういったことも考えると、そういった部分の評価を入れたら、評価も変わってくるんじゃないかなとか。

また、別の視点なんですけど、50代を含め40代、30代、20代、10代と昭和村で育った方々にとって、大切な母校が校舎として残される、そういったところも評価してもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、教育長にお聞きしたいんですが、候補地の中で、昭和中学校が候補地だったんですが、推進協議会においてどのような協議がなされて、候補地として昭和中学校が除かれたのかということを議会の場で、本会議の場でご説明いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 昭和中学校が候補地から除外されていた経緯についてということではよろしいでしょうか。

昭和中学校の立地の状況の中で、現在、ハザードマップの対象区域にあるということは、ご存じかと思います。その区域に事前に建ってあるものについては、避難経路の徹底ということになるわけですが、新たに公的機関をハザード地区だというふうになっている中で、例えば学校のようなものを建てる場合には、事前に校舎建築において、洪水対策、浸水対

策をして地域の人に理解いただけるような状況で、建てていかなければならないという条件がございます。

そういう中で、もともと浸水・洪水の心配がある地域に新しく建てる必要はないんだろう、危険性があるならば、ということで、県の土木課の方にも説明をいただく中で、その評価として安全性のところが最も評点が低い形になった中で、昭和中学校が候補地から除かれていったという流れだと思います。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

考えようによっては、浸水・洪水対策がなされれば、建設は可能ということですよ。候補地として有力じゃないかなと思っている住民の方々が、相当数いらっしやいまして、私のほうに、ちょっとその辺のところを詳しく聞いてもらいたいなというのを受けましたので、今回あえてこの問題を出しました。

次の通告の3つ目に移りたいと思います。

通告2の3つ目の質問なんですが、③候補地の1か所選定についてです。

これは村長にお聞きするんですが、村の最高責任者として、また最終決裁をする旨のご答弁を既にいただいている村長にお聞きします。

村長として候補地の1か所への選定に関して重視している事項をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんの統合小中学校問題について、③の候補地1か所への選定に関して重要視している事項についてのご質問にお答えいたします。

学校の統合及び新校舎の建設については、村の一大事業であり、その根幹となる基本構想の策定に当たっては、議会のご理解をいただいた上で、事業を進めてまいりたいと考えており、本議会において条例改正案を上程しているところであります。

義務教育学校の建設候補地の選定に当たって重要視している事項につきましては、何よりも子供たちが安心・安全に過ごせる場所であることが第一であり、保護者や住民の皆様

のご理解が必要であると考えております。また、物価高騰や世界情勢の不透明さなどから、建設費用の増加が予想されますが、村の限られた財政の中で、最小の経費で最大の効果を得られるよう、事業費の精査も必要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 最小経費で最大の効果ということで、現実的に村全体を見回し、他の事業に影響がないように考えていらっしゃる。本当に全体的なことを見ていらっしゃるというのが伝わってまいりました。

村長は過去のご答弁から、ソフト面を大変重視されているというのが認識です。

また、多くを語らないのは、協議会の協議への影響を心配して、影響を懸念してなされていないのかなと思うんですが、時期が来ましたら、協議会から村長へ提案等があった場合には、重大な決断をなされると思うんですが、その趨勢を多くの住民が見守っているということは、ぜひお伝えしておきたいと思います。

最後の質問なんですが、5月20日時点で4候補地6案と理解しています。協議会においては1候補地1案に最終的に絞り込むと思いますが、会長としての教育長にお聞きいたします。

実務を担う教育長として、候補地選定の具体的な方法、できれば最終的な候補地案も含めての説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの統合小中学校の問題について、③の候補地1か所への選定に関して、候補地選定の具体的な方法、最終的な候補地案も含めて説明についてのご質問にお答えをいたします。

5月に実施しました、地域説明会において、今後の議論の進め方として今回の評価結果とともに、地域説明会で頂戴いたしました住民の皆様のご意見を踏まえ、客観的なデータと説明でのご意見を、バランスを図りながら、最終候補地の選定を進めたい旨をご説明させていただきました。

そのため、今回絞り込んだ4候補地6案について、説明会で頂戴いたしましたご指摘やご要望のほか、数値化しにくい重要な要素等を盛り込み、整理した上で熟議し、評価して、最終的に1か所に絞り込み、改めて地域説明会を開催して、保護者はもとより住民の皆様にご理解をいただけるよう、議論を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ぜひデータと客観性が保たれますよう、また住民に説明ができますよう、客観的な視点に立って、引き続き、協議を続けていただきたいというように思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午後2時45分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後 2時28分休憩

午後 2時45分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 一般質問を行います。

10番議員 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） それでは、さきの通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

不安定な中東情勢による農家への所得補償等の国、県への働きかけについて、お伺いいたします。

アメリカとイランを巡る緊張の高まりにより、中東情勢は依然として不安定な状況が続いております。ホルムズ海峡を通過するタンカーや商船の安全確保が懸念され、世界中が固唾を飲んで見守っている状況です。

このような中、石油由来のナフサや肥料原料である尿素など、日常生活や農業への影響が大変危惧されております。防衛や外交については、国においてしっかり対応していただく必要がありますが、私たち地方議会としては、石油製品や生活必需品の不足、さらには価格高騰による地域経済への影響を強く懸念しております。

特に、農業分野では、肥料価格の高騰が深刻です。輸入尿素は国内需要の大部分を占めており国際価格の上昇に加え、リン酸やカリウム系肥料についても原油価格の高騰により値上がりが続いております。

さらに、輸送費や燃料費、労務費の上昇を背景に、ＪＡ全農では本年５月１５日、６月から１０月までの肥料価格の値上げを発表しました。中でも輸入尿素の値上げ幅は１４．５％と大きく農業経営への影響は極めて深刻です。

また、農業用ビニール資材についても、早ければ秋ごろから値上げが見込まれているとのことであります。

本村は農業を基幹産業としておりますが、若い農業経営者の皆さんは、先行きへの不安を抱えながら営農を続けております。若い世代が夢と希望を持って農業を続けられるよう、国や県に対する支援要請をどのように進めていくのか。また、村独自の支援策について、現時点でどのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの不安定な中東情勢による農家への所得補償等の国・県への働きかけについてのご質問にお答えいたします。

加藤議員さんのご指摘のとおり、長期化する中東情勢等を背景とした原油価格の高騰、それに伴う肥料・原料や農業用ビニール資材等の価格上昇は、本村の基幹産業である農業に極めて深刻な打撃を与えております。

値段の高騰に加え、原材料不足というニュースもあり、これからの営農活動に大きな不安をもたらし、次代を担う若い農業経営者の皆さんが強い危機感を抱かれていることに対

し、私も強い危機感を抱いているところであります。

国や県に対する支援要請をどのように進めていくかについてですが、農業用資材等の価格高騰という大きな波は、一自治体の努力のみで乗り切れるものではなく、国において抜本的な対策が不可欠であると考えております。

本村といたしましては、群馬県町村会や全国町村会をはじめ、各種関係団体やＪＡ等の農業関係機関とも強く連携し、国に対して肥料・資材価格高騰に対する助成制度の拡充や、影響を受ける農家への直接的な所得補償的な支援の創設など、実効性のある経営安定対策を速やかに講じるよう、強く要望してまいります。

また、群馬県に対しましても、国の働きかけを要請するとともに、県独自の農業実態に即した支援策を早期に実施していただくよう、強く求めてまいります。

次に、村独自の支援策についてですが、まずは、現在の価格高騰が本村の農業経営にどの程度の影響を及ぼしているか、ＪＡや農業委員会の皆様と連携を密にし、詳細な実態把握に努めることが急務であると考えております。

その上で、国や県の動向、補正予算等の措置状況を注視しつつ、それらの支援が行き届かない部分や、本村の農家の皆様が直面している課題に対して、村としてどのような支援が可能か、財政状況も踏まえながら、調査研究してまいります。

引き続き関係機関と一体となって、現在、農業の置かれている諸問題の解消に向け、様々な施策に取り組み、昭和村の基幹産業である農業を守るため、全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔１０番 加藤 生君発言〕

○１０番（加藤 生君） 世界中で、世界中と言いましても、ドイツやフランス、農業の先進国と言われる国でも、しっかり国が農業を保護し所得補償をしながら、営農が続けられるような形で支援しております。日本は零細農家、零細企業として、ずっとやってきましたけれども、ここへきて、ようやく赤城西麓の土地改良が実を結んで、大型農業を実施している、そういうふうな経営形態も変わってきております。ですから、従業員として研修生を何人か雇い、一生懸命にやっておりますが、何せイランとアメリカが、まさか戦争をするようなことになるとは思わなかったから、みんながここで戸惑っております。

非常に、尿素とかカリ、リン酸、これら肥料の３要素と言われる窒素・リン酸・カリが一番のもとになっております。これらが適切に畑に施肥できることによって、経営も安定してきたわけなんですけれども、これらについて20%という形で価格が上がってきますと、当然使えるお金が20%減っていくわけです。それは、単なる尿素だけではなく、ほかのものも付随しておりますので、それらについて、ぜひ一つ、先ほど農業委員会や農協等に相談をしながら、対処していきたいということですが、なるべく早くにやってもらいたいと思いますので、いつまでにそのようなことを急務だという中で、村長は考えているのか、回答をよろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） ただいまの加藤生議員のご質問にお答えします。

現状のイラクとの情勢は、毎日ニュースを気にして見ているところでございますが、どのようになるか見通せない状況であります。物価高騰につきましては、農業の方も資材が高騰して大変な状況なんです、一般の生活をしている方の日常生活においても、物価高騰は大変な問題であると考えております。

当然その辺も踏まえて、すぐ何ができるということは、今のところ、まだ時期は明らかにできませんが、なるべく皆さんに平等で何かできることがないかというので、今、調査研究しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 調査研究しているような余裕がございません、はっきり言うと。なるべく速急に何らかの行動、アクションを起こしてもらいたいと思います。

私たちが高校時代に、「ものいわぬ農民」という岩波新書の本がございました。それは、日本のチベットと言われる岩手県で、大牟羅良さんという人が行商をしながら書いた本だったんですけれども、非常に農業も、議長も我々もそうだったんですけれども、今によくあるから、今、農業は曲がり角だと、ずっと曲がり角を曲がったまんま、いつになっても直線に出られないのが、日本の農業だったような気がしますので、ぜひそれらを踏まえた中で、産業課長も国や県に働きかけるとともに、よく流れを注視しながら見てもらった中

で、適切な時期に、適切に判断していただきまして、議会も一緒に行ってくれというような形なら議長を中心として、いつでも中央でも、どこへでもみんなで飛んで行きますので、ぜひひとつ、みんなが楽しんで、楽しく農業ができるような、そういった体制づくりをひとつしていただきたいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

村長にもう一度伺いますけれども、全力を尽くしてまいりますと、最後に言ってくれたので、村長が全力を尽くすことなので、具体策はどんなことを全力で尽くしてくれるのか、聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員の質問にお答えいたします。

もう既に、15年ぐらい前になりますかね。加藤生議員と共にヨーロッパのほうに視察研修に行ってきたときに、フランスのバーデン・バーデンという町がありましたけれども、1万人の人口のバーデン・バーデンでした。そこは、1万人以上は受け入れないという、非常に素晴らしいところでした。フランスの話を聞きますと、先ほど加藤生議員がおっしゃったように、国の保護がしっかりとしているということです。ですから、自給率が110%ということで、国がしっかりと食料を守ることが徹底されているということです。

ですから、本当にそこを、この間も熊川会長にもお話ししたんですけれども、群馬県は本当にキャベツとレタスでもっているようなもんだと、昭和村と嬭恋村でもっているんだよねという、農業はもっているんだよねという話をしたんですけれども、本当にそういう意味では、国にしっかりと働きかけていって、所得補償を何とか勝ち取るようにしたいなというふうに考えているんですけれども、村としてすぐできるかということになると、なかなか厳しいものがありますので、売るほうをしっかりと考えていって、なるべく生産者に近いところで、道の駅も含めてですけれども、しっかりと売っていくということが、まずは第一かなというふうに考えています。

それと、横浜市で下水道の関係で、尿素のほうの肥料を再生しているという話が伝わってきております。ですから、下水道をうまく利用できれば、尿素は何とか確保できるのではないかという気がしていますけれども、昭和村もせっかくですので、今度4つの下水道

の処理の施設が2つになるということなんですけれども、そういった意味も含めて尿素有まく取れるような方法、牛も8,000頭もいますから、そういった部分で少し考えていかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 自給自足じゃないんですが、地産地消という形で、そういったことができれば回転率もよくなるかと思います。ぜひ前向きにそれらを考えていただきたいと思います。

それにしましても、ウルグアイ・ラウンドがあったときのように、それ以上に今回ののはピンチだと思います。ウルグアイ・ラウンドのときには、まだまだ山本富雄さんが頑張っていて、いろいろ農政のほうにお金をつけてくれていたんですけれども、今度は子供の山本一太さんはそういうことのあれがございませぬ。ぜひ一つみんなで力を合わせて、昭和村から農業を変えていくんだというような形で、発信していただければと思っております。今後もぜひひとつ若い人は、本当に農業をやっていてよかったと思えるような村づくりに、ひとつしていただきたいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

次に、2項目めの質問に入らせていただきます。

進む少子・高齢化について。

近年、本村においても人口減少、とりわけ少子化の進行が大きな課題となっております。これまで村では、おむつ等購入費助成事業や民間保育所補助事業、児童手当支給事業など、子育て支援施策に取り組んできましたが、今後さらに新たな支援事業等を検討しているのか、お考えをお伺いいたします。

また、幼少期から青年期にかけての人口減少が進む中、若い世代の親御さんが安心して子育てに夢や希望を持てる施策とし、どのような取組を考えているのかお聞かせください。

さらに、こども家庭庁の発足により、国全体で子育て支援を進める体制が整えられる中、本村として「伸びゆく昭和村」の将来像をどのように描いているのか、お伺いいたします。

あわせて、今後5年間の村人口をどのように推計しているのか。また、人口減少に歯止めをかけるための村独自の施策について、どのような考えをお持ちなのか、将来人口の見

通しと併せてご答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの進む少子・高齢化についてのご質問にお答えいたします。

本村では、これまで、少子・高齢化や若年層の流出による人口減少に歯止めをかけるため、総合計画や総合戦略に基づき、子育て支援や産業の振興、移住・定住施策などの促進に取り組み、村の活性化を図ってまいりました。

特に、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、おむつやミルク等の購入費助成事業や、あかちゃん誕生祝い金などの様々な支援施策を展開しており、一定の成果を上げているものと捉えております。

しかしながら、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴い、子育て世帯が抱える悩みやニーズは複雑化しております。

そのため、既存施策の事業効果を検証するとともに、時代の変化に即した切れ目のない支援体制となるよう、常に施策を再構築していくことが大切であると考えております。

次に、将来人口の見通しとして今後5年間の推計につきましては、全国的な少子・高齢化の波は本村においても例外ではなく、村で令和6年度に改定した「昭和村まち・ひと・しごとと創成地方人口ビジョン」によりますと、今後5年間におきましても自然減を中心とした人口減少が続くものと見込んでおります。

令和7年国勢調査における本村の人口は、先月発表された速報値で6,687人ですが、人口ビジョンでは令和12年には363人が減少し、6,324人になると推計しております。

次に、人口減少に歯止めをかけるための村独自の施策については、保育園の完全給食化、副食費の補助をはじめ、新築住宅補助金や奨学金返還補助を実施していることに加え、昨年度から入学祝い金の支給を開始しております。

今後もニーズに合った施策を研究し、人口減少対策を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） おむつやミルクなど助成事業、また、あかちゃんの誕生祝金など、村でも一定の成果を上げていると捉えているということですが、具体的な説明をお願いしたいと思います。

それから、時代の変化に即した切れ目のない支援体制と、先ほど村長から話がありましたが、それらの具体的な考えがあったら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの加藤議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず、この子育て支援対策の具体的な数というのが、私どものほうでは具体的にされた数値は持っておりませんが、ただ今回の森下の造成地に2軒入りましたが、その一世帯につきましては、昭和村の子育て支援策がとても厚くて、ぜひ昭和村にいたいという希望の方が来ていただいたという経緯もございました。

それが、おむつ等、ミルク等の補助金であったり、誕生祝い金であったり、保育料の無償化であったりということが、功を奏しているのではないかと考えております。

また、切れ目のないというところの具体的なということでございますけれども、ある一定以上の子供が生まれる前に、国の補助金として、妊娠した時点で5万円、誕生すると村から10万円、そして8か月以内に健診を受けると5万円で、計20万円は普通のお子様に出ると。このおむつ、ミルク等の購入事業というのは、私の記憶によると加藤議員さんからの質問をいただいて、この事業に至ったという経緯もございまして、毎月4,000円のミルク代補助が出ているということでございます。この事業につきましても、3歳の誕生日までが支給対象となっています。

こうした流れが来ていまして、学童保育もあり、また給食費の無料化もありということもございますので、今のところはこの形を進めていくということでございますが、また、いろいろニーズが変わったりした場合には、対応できるような補助事業を考えていくということになると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） ただいま企画課長より、切れ目のない補助事業で子育てをしていくんだという形でお話がありました。ぜひそういったいろいろな施策をしながら進めていることを外に向かってアピールしながら、ぜひ村の人口を増やしていただけたらと思います。このまま行きますと、令和7年の直近の本村の人口が6,687人で令和12年には363人減少するという中の、私もその中の一人かなと感じたわけですが、そういった形で自然減がどんどん進むという形の中で、何とか新しい人たちに入ってもらって、活況のある村づくりをしていただきたいと思いますので、6,324人が今、推計していると言われていると思いますが、それが50人でも40人でも増えるように、いろいろ施策を考えて手を打っていただければ思っております。

私の勉強不足で申し訳ないんですけども、奨学金の返還補助、これらは全額、村が補助しているというような形ではなく、半額なのか、どの程度まで行っているのか、ちょっと俺も勉強不足で分からなかったんですけども、ちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（永井一行君） 教育局長。

〔教育局長 島田宏充君発言〕

○教育局長（島田宏充君） お答えをいたします。

奨学金の返還補助につきましては、10万円を限度に村から補助金を出させていただいております。年間10万円です。50万円です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） もう少し手厚くやっていただければと思います。

それと、新築住宅補助金の関係なんですが、今、限度額は幾らになったか、200万円、300万円、それももう少し手厚くして、何とかうまく人口が増えるように抱き込んで、後で所得税や何や税金のほうでいただければいいことであって、うまく取り組んでいただければと考えております。ぜひ村の人口が増えて明るい声がこだまする、そういったキャッチフレーズにあったような村づくりをしていただきたいと思います。

いろいろなことを言って、取り留めのない、まとまりのない質問でしたが、終わりたい

と思います。大変ご苦勞さまでした。

○議長（永井一行君） これにて本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（永井一行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は5日午前9時に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 3時10分散会